甲府信用金庫

## 民法改正等に伴う投資信託および債券関連の約款・規定の改正について

当金庫は、令和2年4月1日施行の改正民法(債権法)等を踏まえ、投資信託および債券関連の約款・規定を下記のとおり改正させていただきます。

なお、改正後の約款・規定は改正前からお取引いただいているお客さまにも適用させていただきますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

記

### 1. 改正する規定

- (1) 甲府信用金庫投信取引約款(2020年4月改正)
- (2) 特定口座約款 (2020年4月改正)
- (3) 非課税口座約款(2020年4月改正)
- (4) 自動けいぞく(累積)投信約款(追加型株式投資信託用)
- (5) 「こうしんの投信自動積立(定時定額購入取引)」取扱規定
- (6) 保護預かり規定兼振替決済口座管理規定

# 2. 改正内容

次頁以降の新旧対照表をご覧ください。

## 3. 改正日

令和2年4月1日(水)

## 4. その他

上記の規定は下記の URL からご確認いただけます。 http://www.kofushinkin.co.jp/12profile/kitei.html

以上

旧

第1章(略)

第2章 投資信託受益証券の保護預り取引

 $6. \sim 9.$  (略)

10. (手数料)

当金庫は、本章の保護預りについて所定の手数料を申し受けます。

- 11. (預入れおよび返還)
- (1) (略)
- (2) 保護預り証券の全部または一部の返還をご請求になるときは、(削除)所定の方法でその旨をお申し出のうえ、返還の際に上記(1)に準じた手続きにより、保護預り証券をお引き取りください。
- (3) (削除) 保護預り証券の返還には、相当の期間を要する 場合があります。
- (4) (略)
- 12. ~13. (略)
- 14. (連絡事項)
- (1) (略)
- (2) 上記(1)の残高照合のための報告は、保護預り証券の残高に異動があった場合に、(削除)年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的にご通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。
- (3)~(6) (略)
- (7) 当金庫は、上記(2)の規定にかかわらず、お客様が特定 投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同 法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧 客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法 第34条の4第6項において準用する場合を含みます。) の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)を いいます。)である場合であって、当該お客様からの上記 (2)に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書に よる通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する 事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が 整備されている場合には、(削除)残高照合のためのご報 告を行わないことがあります。
- 15. (届出事項の変更)
- (1) (略)
- (2) 上記(1)によりお届出があった場合、当金庫において届出事項の変更手続きを完了した後でなければ投資信託受益証券の預入れ、保護預り証券の返還または換金のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (3) (略)
- 16.(略)
- 17. (解約等)
- (1) この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、(削除)当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当金庫所定の解約依頼書にお届出の印鑑により署名、捺印してご提出し、保護預り証券をお引き取りください。
- (2) 上記(1)にかかわらず、<mark>受渡が完了するまでの期間</mark>については、この契約の解約をすることはできません。

第1章(略)

第2章 投資信託受益証券の保護預り取引

6. ~ 9. (略)

10. (手数料)

当金庫は、本章の保護預りについて所定の手数料を申し受けることがあります。

- 11. (預入れおよび返還)
- (1) (略)
- (2) 保護預り証券の全部または一部の返還をご請求になるときは、<mark>当金庫所定の日までに</mark>所定の方法でその旨をお申し出のうえ、返還の際に上記(1)に準じた手続きにより、保護預り証券をお引き取りください。
- (3) 当金庫所定の期間については、保護預り証券の返還をすることはできません。
- (4) (略)
- 12. ~13. (略)
- 14. (連絡事項)
- (1) (略)
- (2) 上記(1)の残高照合のための報告は、保護預り証券の残高に異動があった場合に、<mark>当金庫所定の時期に</mark>年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的にご通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。

(3)~(6) (略)

- (7) 当金庫は、上記(2)の規定にかかわらず、お客様が特定 投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同 法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧 客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法 第34条の4第6項において準用する場合を含みます。) の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)を いいます。)である場合であって、当該お客様からの上記 (2)に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書に よる通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する 事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が 整備されている場合には、<mark>当金庫が定めるところにより</mark>残 高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- 15. (届出事項の変更)
- (1) (略)
- (2) 上記(1)によりお届出があった場合、当金庫は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益証券の預入れ、保護預り証券の返還または換金のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (3) (略)
- 16.(略)
- 17. (解約等)
- (1) この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、<mark>当金庫所定の日までに</mark>当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当金庫所定の解約依頼書にお届出の印鑑により署名、捺印してご提出し、保護預り証券をお引き取りください。
- (2) 上記(1)にかかわらず、当金庫所定の期間については

(3) (略)

 $(4) \sim (5)$  (略)

 $18. \sim 21.$  (略)

第3章 投資信託の自動けいぞく(累積)投資取引 22.~31(略)

第4章 振込先指定方式取扱に関する規定

 $32. \sim 36.$  (略)

37. (手数料)

振込みにかかる手数料は(削除)当金庫が負担いたします。

第5章 投資信託受益権の振替決済取引

38.(略)

39. (振替決済口座)

(1)~(3) (略)

(4) 当金庫は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当金庫が定める銘柄を取扱います。

(5) (略)

40.(略)

41. (振替の申請)

(1) (略

(2) お客様が振替の申請を行うにあたっては、<mark>お客様が振替を希望される日の7営業日前</mark>までに、次に掲げる事項を当金庫所定の依頼書に記入の上、届出の印鑑により署名、捺印してご提出ください。

①~⑤ (略)

(3)  $\sim$  (5) (略)

42. ~45. (略)

46. (お客様への連絡事項)

(1) (略)

(2) 上記(1)の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、(削除)年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的にご通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに取引残高報告書に記載の担当部門の責任者に直接ご連絡ください。

(3) (略)

(4) 当金庫は、上記(2)の規定にかかわらず、お客様が特定 投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同 法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧 客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法 第34条の4第6項において準用する場合を含みます。) の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)を いいます。)である場合であって、当該お客様からの上記 (2)に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書に よるご通知を含みます。以下本項において同じ。)に関す る事項についての照会に対して速やかに回答できる体制 が整備されている場合には、(削除) 残高照合のためのご 報告を行わないことがあります。

47. (届出事項の変更)

(1) (略)

(2) 上記(1)により届出があった場合、当金庫において届出 事項の変更手続きを完了した後でなければ投資信託受益 権の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じませ 旧

(3) (略)

 $(4) \sim (5)$  (略)

18. ~21. (略)

第3章 投資信託の自動けいぞく(累積)投資取引

この契約の解約をすることはできません。

 $22. \sim 31$  (略)

第4章 振込先指定方式取扱に関する規定

 $32. \sim 36.$  (略)

37. (手数料)

振込みにかかる手数料は<mark>所定の額を</mark>当金庫が負担いたします。

第5章 投資信託受益権の振替決済取引

38.(略)

39. (振替決済口座)

(1)  $\sim$  (3) (略)

(4) 当金庫は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当金庫が販売会社となっていない銘柄その他の当金庫が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

(5) (略)

40.(略)

41. (振替の申請)

(1) (略)

(2) お客様が振替の申請を行うにあたっては、<mark>あらかじめ当金庫が定める所定の日</mark>までに、次に掲げる事項を当金庫所定の依頼書に記入の上、届出の印鑑により署名、捺印してご提出ください。

①~⑤ (略)

(3)~(5) (略)

42. ~45. (略)

46. (お客様への連絡事項)

(1) (略)

(2) 上記(1)の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、<mark>当金庫所定の時期に</mark>年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的にご通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに取引残高報告書に記載の担当部門の責任者に直接ご連絡ください。

(3) (略)

(4) 当金庫は、上記(2)の規定にかかわらず、お客様が特定 投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同 法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧 客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法 第34条の4第6項において準用する場合を含みます。) の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)を いいます。)である場合であって、当該お客様からの上記 (2)に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書に よるご通知を含みます。以下本項において同じ。)に関す る事項についての照会に対して速やかに回答できる体制 が整備されている場合には、当金庫が定めるところにより 残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

47. (届出事項の変更)

(1) (略)

(2) 上記(1)により届出があった場合、当金庫<mark>は所定の手続き</mark>を完了した後でなければ投資信託受益権の振替または 抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当

ん。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めるこ とがあります。

(3) (略)

48. (削除)

### 48.~53.(略)

第6章 雜 則

54. ~55. (略)

56. (契約の解約)

- (1) 当約款に定める投信取引契約は、お客様のお申し出によ りいつでも解約することができます。解約するときは、(削 除)当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の 際にお客様が当金庫所定の解約依頼書にお届出の印鑑に より署名、捺印してご提出ください。
- (2) 上記(1)にかかわらず、受渡が完了するまでの期間につ いては、この契約の解約をすることはできません。
- (3) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつ でもこの契約を解約することができるものとします。この 場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金 庫所定の手続きを行ってください。

① $\sim$ ② (略)

### (削除)

- ② やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たと
- ④ 第2章または第5章に定める取引が解約されたとき
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると認められ る場合には、当金庫はいつでもこの契約を解除することが できるものとします。この場合、当金庫から解約の通知が あったときは、直ちに当金庫所定の手続きを行ってくださ い。なお、この契約の解除により生じた損害については、 当金庫は一切責任を負いません。また、これにより当金庫 に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。
  - ① お客様が次のいずれかに該当したことが判明した場 合
    - イ. 暴力団
    - 口. 暴力団員
  - ハ. 暴力団員でなくなったときから5年を経過しないも  $\mathcal{O}$
  - 二. 暴力団準構成員
  - <mark>ホ</mark>.暴力団関係企業
  - へ.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴 力集団等
  - <mark>ト</mark>. その他イ. から<mark>へ</mark>. に準ずるもの

② (略) 57. ~58. (略)

- **59.** (届出事項の変更)
- (1) (略)
- (2) 上記(1)によりお届出があった場合、当金庫において届 出事項の変更手続きを完了した後でなければ、お預りした 投資信託受益証券または金銭の返還のご請求には応じま せん。
- (3) (略)

60. ~61. (略)

<mark>6 2. ((削除)</mark>約款の変更)

旧 の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

(3) (略)

## 48. (口座管理料)

- (1) 当金庫は、口座を開設したときは、その開設時および口 座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただく があります。
- (2) (略)
- 49. ~54. (略)

第6章 雑 則

55.~56.(略)

57. (契約の解約)

- (1) 当約款に定める投信取引契約は、お客様のお申し出によ りいつでも解約することができます。解約するときは、当 <mark>金庫所定の日までに</mark>当金庫所定の方法でその旨をお申し 出のうえ、解約の際にお客様が当金庫所定の解約依頼書に お届出の印鑑により署名、捺印してご提出ください。
- (2) 上記(1)にかかわらず、当金庫所定の期間については、 この契約の解約をすることはできません。
- (3) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつ でもこの契約を解約することができるものとします。この 場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金 庫所定の手続きを行ってください。

①~②(略)

- ③ お客様が下記63.に定める当約款の変更に同意しな
- むむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たと
- 第2章または第5章に定める取引が解約されたとき
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると認められる 場合には、当金庫はいつでもこの契約を解除することがで きるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があ ったときは、直ちに当金庫所定の手続きを行ってください。 なお、この契約の解除により生じた損害については、当金 庫は一切責任を負いません。また、これにより当金庫に損 害が生じたときは、その損害額をお支払いください。
  - ① お客様が次のいずれかに該当したことが判明した場
  - イ. 暴力団
  - 口. 暴力団員

# (追加)

- 暴力団準構成員
- . 暴力団関係企業
- <mark>ホ.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴</mark>
- <mark>へ</mark>. その他イ. から<mark>ホ</mark>. に準ずるもの
- (略)

58.~59.(略)

- <mark>6 O.</mark> (届出事項の変更)
- (1) (略)
- (2) 上記(1)によりお届出があった場合、当金庫は所定の手 <mark>続き</mark>を完了した後でなければ、お預りした投資信託受益証 券または金銭の返還のご請求には応じません。
- (3) (略)

61. ~62. (略)

<mark>63. (この</mark>約款の変更)

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更 (削除)、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき、変更することがあります。

変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。

なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生 時期が到来するまでに周知します。

63.(略)

以上

(2020年4月改正)

旧

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示<mark>または</mark>日本証券 業協会が定める諸規則の変更等、その他必要な事由が生じた ときは、<mark>(追加)</mark>変更<mark>される</mark>ことがあります。

なお、この約款の変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、お客様が約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

64. (略)

以上

(平成28年5月改正)

# 「特定口座約款」新旧対照表

# (網掛部分変更)

新 旧 第1章 第1章 第2章 特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算お 第2章 特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算お よび源泉徴収の特例(上場株式等保管委託契約)につ よび源泉徴収の特例(上場株式等保管委託契約)につ いて いて 2. 特定口座開設届出書等の提出  $2. \sim 4.$  (略) 2. ~4. (同左) 5. 特定口座に受け入れる上場株式等の範囲 当金庫は申込者の特定保管勘定において原則として次の上 当金庫は申込者の特定保管勘定において(追加)次の上場 場株式等のみを受け入れます。(削除) 株式等のみを受け入れます。なお、下記に該当する上場株式 等であっても、当金庫の都合により特定保管勘定に受入れし ないことがあります。 ①~④ (略) 6. ~12. (略) ①~④ (略) 6. ~12. (略) 第3章 (略) 第3章 (略) 第4章 雑則 第4章 雑則  $17. \sim 20.$  (略)  $17. \sim 20.$  (略) 21. 約款の変更 21. 約款の変更 この約款は、法令の変更<mark>、</mark>監督官庁の指示<mark>、日本証券業協</mark> この約款は、法令の変更<mark>または</mark>監督官庁の指示<mark>(追加)</mark>、そ <mark>会が定める諸規則の変更</mark>、その他必要な事由が生じたとき<mark>は、</mark> の他必要な事由が生じたとき<mark>に(追加)</mark>変更することがあり 民法第548条の4の規定に基づき、変更することがあります。 ます。なお、変更の内容が申込者の従来の権利を制限し、ま 変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時 たは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その変更 期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周 事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申 立てがないときは、申込者が約款の変更にご同意いただいた 知します。 なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもし ものとして取り扱います。 くはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生 時期が到来するまでに周知します。

以上

(2020年4月改正)

以上

(28.5改正)

- 1. (略)
- 2. 非課税口座開設届出書等の提出等
- (1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受け るためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする 年の当金庫が別途定める日 (当金庫の営業所等に掲示) までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第 5項第1号、第6項および第24項に基づき「非課税適用 確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税 適用確認書の交付申請書」(既に当金庫に非課税口座を開 設しており、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課 税適用確認書の交付申請書」を証券会社もしくは他の金 融機関に提出していない場合に限ります。)、「非課税口座 開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座 廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」(既に当金庫に 非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認 書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」) または「非課税口座簡易開設届出書」をご提出いただく とともに、租税特別措置法施行規則第 18 条の <mark>15 の 3 第</mark> 21 項において準用する租税特別措置法第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号 に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個 人番号(申込者が租税特別措置法施行令第25条の13第 <mark>24</mark> 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および 住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める 本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年(以下「再開設年」といいます。)または非課税管理勘定もしくは累積投資勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。(略)

- (2)  $\sim$  (3) (略)
- (4) 当金庫が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当金庫は申込者に租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
  - ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非 課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた 日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定 が設けられていたとき。
  - ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に<mark>「非課税口座廃止届出書」の提出を受け た日</mark>の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累 積投資勘定が設けられることとなっていたとき。

(5)~(8) (略)

5. 非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲

当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託(当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされるものに限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日まで

- 1. (略)
- 2. 非課税口座開設届出書等の提出等
- (1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受け るためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする 年の当金庫が別途定める日(当金庫の営業所等に掲示) までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第 5項第1号、第6項および第24項に基づき「非課税適用 確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課 税適用確認書の交付申請書」(既に当金庫に非課税口座 を開設しており、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非 課税適用確認書の交付申請書」を証券会社もしくは他の 金融機関に提出していない場合に限ります。)、「非課 税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、 課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」 に当金庫に非課税口座を開設している場合には、「非課 税適用確認書」(追加)「非課税口座廃止通知書」また は「勘定廃止通知書」) または「非課税口座簡易開設届 出書」をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行 規則第18条の(追加)12第3項に基づき同項各号に掲げ る者の区分に応じ<mark>(追加)</mark>当該各号に定める書類を提示 して氏名、生年月日、住所および個人番号(申込者が租 税特別措置法施行令第25条の13第22項の規定に該当す る場合には、氏名、生年月日および住所)を告知し、租 税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必 要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年(以下「再開設年」といいます。)または非課税管理勘定または累積投資勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。(以下略)

(2)  $\sim$  (3) (略)

- (4) 当金庫が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当金庫は申込者に租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
  - ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非 課税口座に<mark>同日</mark>の属する年分の非課税管理勘定または 累積投資勘定が設けられていたとき。
  - ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に<mark>同日</mark>の属する年分の翌年分の非課税管理 勘定または累積投資勘定が設けられることとなってい たとき。

(5)  $\sim$  (8) (略)

5. 非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲

当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託(当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされるものに限り(追加)ます。)のみを受け入れます。

旧

 $\square$ 

の間に取得をした上場株式等で、以下の①、②に掲げるもの <mark>を除き</mark>ます。)のみを受け入れます。

①~③ (略)

### (削除)

5の2. 累積投資勘定に受け入れる投資信託の範囲

当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、原則として、申込者が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる投資信託(租税特別措置法第37条の14第1項第2号口に掲げる上場株式等のうち、(削除) 定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託) に係る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。

① (略)

② 租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準 用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定 する投資信託

### (削除)

- $6. \sim 7.$  (略)
- 8. 非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知
- (1) (略)
- (2) 申込者が租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの投資信託の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)を行った場合(同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する投資信託で、累積投資勘定に受け入れなかったものであって、(以下略)
- 9. 非課税管理勘定終了時の取扱い
- (1) (略)
- (2) 上記(1)の終了時点で、非課税管理勘定に係る投資信託 は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めると ころにより取り扱うものとします。なお、「非課税口座 継続適用届出書」の提出をした申込者の非課税管理勘定 に係る投資信託について、当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間 に非課税管理勘定が終了した場合には、一般口座に移管 いたします。

①~③ (略)

- 9の2. 累積投資勘定終了時の取扱い
- (1) (略)
- (2) 上記(1)の終了時点で、累積投資勘定に係る投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。なお、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者の累積投資勘定に係る投資信託について、当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に

①~③ (略)

なお、上記①から③に該当する投資信託であっても、当金庫の都合により非課税管理勘定に受け入れないことがあります。

5の2. 累積投資勘定に受け入れる投資信託の範囲

当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、(追加) 申込者が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる投資信託(租税特別措置法第37条の14第1項第2号ロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その(追加) 証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第25条の13第14項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。)のみを受け入れます。

① (略)

② 租税特別措置法施行令第25条の13第<mark>20</mark>項において準 用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定 する投資信託

なお、上記①および②に該当する投資信託であっても、当金庫の都合により非課税管理勘定に受け入れないことがあります。

 $6. \sim 7.$  (略)

- 8. 非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知
- (1) (略)
- (2) 申込者が租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの投資信託の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)を行った場合(同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する投資信託で、累積投資勘定に受け入れなかったものであって、(以下略)
- 9. 非課税管理勘定終了時の取扱い
- (1) (略)
- (2) 上記(1)の終了時点で、非課税管理勘定に係る投資信託 は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めると ころにより取り扱うものとします。 (追加)

①~③ (略)

- 9の2. 累積投資勘定終了時の取扱い
- (1) (略)
- (2) 上記(1)の終了時点で、累積投資勘定に係る投資信託 は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めると ころにより取り扱うものとします。 (追加)

旧

## 累積投資勘定が終了した場合には、一般口座へ移管いた します。

 $1)\sim 2$  (略)

- 10. 累積投資勘定を設定した場合の所在地確認
- (1) 当金庫は、申込者から提出を受けた上記2.(1)の「非 課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出 書」(「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡 易開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る 「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当 該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載また は記録がされている申込者の氏名および住所が、次の各 号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と 同じであることを、基準経過日(申込者が初めて非課税 口座に累積投資勘定を設けられた日から10年を経過した 日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をい います。)から1年を経過する日までの間(以下「確認 期間」といいます。)に確認いたします。<mark>ただし、当該</mark> 確認期間内に申込者から氏名、住所または個人番号の変 更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合 および「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込 者から、出国をした日から当該1年を経過する日までの 間に「非課税口座帰国届出書」の提出を受けなかった場 合を除きます。

①~② (略)

- (2) 上記(1)の場合において、確認期間内に申込者の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合(1)ただし書の規定の適用がある申込者を除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、申込者の非課税口座に係る累積投資勘定に投資信託の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、上記(1)①または②のいずれかの方法により申込者の氏名および住所を確認できた場合または申込者から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。
- 11. 非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き
- (1) (略)
- (2) 申込者が、当金庫に開設された非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとされる場合には、当金庫が別途定める日(当金庫の営業所等に掲示)までに、当金庫に対して「<mark>非課税口座異動届出書(勘定変更用)」をご提出いただく必要があります。</mark>

(3) (略)

【11. (2)における注意点①】

二重下線部分は、自金庫における手続きに要する期間を勘案のうえ、期限日を別途設定してください。

【11.(2)における注意点②】(略)

12. (略)

1~2 (略)

- 10. 累積投資勘定を設定した場合の所在地確認
- (1) 当金庫は、申込者から提出を受けた上記 2. (1)の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」(「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録がされている申込者の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(申込者が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けられた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。

  (追加)

①~② (略)

- (2) 上記(1)の場合において、確認期間内に申込者の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合(追加)には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、申込者の非課税口座に係る累積投資勘定に投資信託の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、上記(1)①または②のいずれかの方法により申込者の氏名および住所を確認できた場合または申込者から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。
- 11. 非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き
- (1) (略)
- (2) 申込者が、当金庫に開設された非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとされる場合には、当金庫が別途定める日(当金庫の営業所等に掲示)までに、当金庫に対して「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」をご提出いただく必要があります。この場合において、当金庫は、「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」を申込者に交付することなく、その作成をした日に申込者から提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第37条の14第25項の規定を適用します。
- (3) (略)
  - 【11. (2)における注意点①】

二重下線部分は、 その年中に勘定の再設定を行うためには、9月30日までに勘定廃止通知書が信用金庫に提出される(この場合、9月30日までに信用金庫が勘定廃止通知書を作成する)必要があるため、9月最終営業日の前営業日が投信窓販システムにおける変更手続きに係る登録の期限であることを考慮し、更に自金庫における手続きに要する期間を勘案のうえ、期限日を別途設定してください。

【11. (2)における注意点②】(略)

12. (略)

13. 契約の終了

次のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は終了します。

① (略)

- ② 申込者が当金庫に対して非課税口座継続適用届出書を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の最終営業日までに非課税口座帰国届出書の提出をしなかった場合 非課税口座廃止届出書の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の最終営業日)
- 3 申込者が当金庫に対して出国届出書を提出した場合 出国日
- 4 申込者が出国により居住者または恒久的施設を有する 非居住者に該当しないこととなった場合(非課税口座継 続適用届出書を提出した場合を除く) 非課税口座廃止 届出書の提出があったものとみなされた日(出国日)
- 5 申込者の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、非課税口座開設者死亡届出書の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日

#### (削除)

6 やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき き 当金庫が定める日

14. ~15. (略)

16. 約款の変更

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示。日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき、変更することがあります。変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。

なお、変更の内容が、申込者の従来の権利を制限するもしくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

以上

(2020年4月改正)

旧

13. 契約の終了

次のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は終了します。

① (略)

(追加)

- ② 申込者が当金庫に対して出国届出書を提出した場合 出国日
- ③ 申込者が出国により居住者または恒久的施設を有する 非居住者に該当しないこととなった場合 (追加) 非課 税口座廃止届出書の提出があったものとみなされた日 (出国日)
- 申込者の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、非課税口座開設者死亡届出書の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑤ この約款の変更に同意されないとき 当金庫が定める 日
- **⑥** やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たと き 当金庫が定める日
- 14. ~15. (略)
- 16. 約款の変更

この約款は、法令の変更<mark>または</mark>監督官庁の指示<mark>(追加)</mark>、 その他必要<mark>(追加)</mark>が生じたとき<mark>に(追加)</mark>変更することが あります。

(追加)

なお、変更の内容が申込者の従来の権利を制限し、または 申込者に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項 をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申し立 てがないときは、申込者が約款の変更にご同意いただいたも のとして取り扱います。

以 上

(30.1改正)

# 「自動けいぞく(累積)投資約款」新旧対照表

(緑網掛部分変更)

新

 $1. \sim 2.$  (略)

3. 金銭の払込

お客様は、個別商品の買付けにあてるための金銭(以下、「払込金」といいます。)をその口座に払い込むことができ、第1回目の払込金は、これを契約の申込時に払い込むものといたします。

なお、個別商品の払込金の単位等は<mark>目論見書補完書面に</mark> 定めるものといたします。

- 4. 買付時期および価額
  - (1) (略)
  - (2) 前項の買付価額は、個別商品の投資信託約款または目論見書に定める所定の価額となります。
  - (3) 上記(1)の買付申込みがあったときの払込金は、買付金額(買付価額に買付口数を乗じたもの)に当金庫所定の手数料および消費税を加えた金額といたします。
  - (4) (略)
- 5. (略)

#### 6. 返 還

当金庫は、この契約により買付けた個別商品について、 お客様からその返還を請求されたときに返還いたします。 この場合、返還の請求は所定の手続きによってこれを行う ものとし、当該請求のあった個別商品の投資信託約款また は目論見書に定める所定の価額に基づき換金し、所定の手 数料と手数料にかかる消費税、所定の信託財産留保額、税 金等を差し引いた金銭の引渡しをもって返還にかえるもの とします。

ただし、当該個別商品の目論見書に注文停止日が定められている場合は、注文停止日には返還申込のお取扱いはできません。

7. 定期引出

お客様は、当金庫所定の個別商品については、上記5. の収益分配金の再投資を停止し、返還を受ける契約を当金庫と締結することができます。

- 8. ~ 9. (略)
- 10. その他

(1)~(2) (略)

### (削除)

## 11. 約款の変更

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき、変更することがあります。

変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生 時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法によ り周知します。

なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

以上

(2020年4月改正)

1. ~ 2. (略)

3. 金銭の払込

お客様は、個別商品の買付けにあてるための金銭(以下、「払込金」といいます。)をその口座に払い込むことができ、第1回目の払込金は、これを契約の申込時に払い込むものといたします。

旧

なお、個別商品の払込金の単位等は当金庫が定めるものといたします。

- 4. 買付時期および価額
  - (1) (略)
  - (2) 前項の買付価額は、個別商品の投資信託約款または目論見書に定める所定の価額となります。
  - (3) 上記(1)の買付申込みがあったときの払込金は、買付金額(買付価額に買付口数を乗じたもの)に当金庫所定の手数料および消費税を加えた金額といたします。
  - (4) (略)
- 5. (略)
- 6. 返 還

当金庫は、この契約により買付けた個別商品について、 お客様からその返還を請求されたときに返還いたします。 この場合、返還の請求は所定の手続きによってこれを行う ものとし、当該請求のあった個別商品の投資信託約款また は目論見書に定める所定の価額に基づき換金し、所定の手 数料と手数料にかかる消費税、所定の信託財産留保額、税 金等を差し引いた金銭の引渡しをもって返還にかえるもの とします。

ただし、当該個別商品の目論見書に注文停止日が定められている場合は、注文停止日には返還申込のお取扱いはできません。

7. 定期引出

お客様は、当金庫所定の個別商品については、上記5. の収益分配金の再投資を停止し、返還を受ける契約を当金 庫と締結することができます。

- 8. ~9. (略)
- 10. その他
  - (1)~(2) (略)
  - (3) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは改訂されることがあります。

(追加)

以上

(18.12改定)

# 「『こうしんの投信自動積立(定時定額購入取引)』取扱規定」新旧対照表

(網掛部分変更)

新

1. (略)

- 2. (買付銘柄の選定)
- (1) 本サービスによって買付できる投資信託は、自動けいぞく(累積)投資銘柄のうち、当金庫が選定する銘柄(以下「選定銘柄」といいます。)とします。ただし、つみたてNISAにおいて買付できる投資信託は、選定銘柄のうち、つみたてNISA用として当金庫が選定する銘柄とします。
- (2) (略)
- 3. (申込方法)

お客様は、次の各号すべてに該当する場合に限り本サービスを開始することができます。

- (1) (略)
- (2) お客様が当金庫所定の本サービスの申込書等に必要 事項を記入し、署名、捺印(投信取引口座のお届出の印 鑑によります。)のうえ当金庫へ提出し、当金庫が承諾し、 システム登録を完了していること。
- 4. (買付金額の引落し)
- (1)~(3) (略)
- (4) 1銘柄あたりの毎月の買付金額の単位等は選定銘柄ごとに<mark>目論見書補完書面に</mark>定めるものとします。なお、つみたてNISAをご利用される場合の毎月の買付金額の上限は、原則33,000円(指定銘柄が複数ある場合は、それらを合算した毎月の買付金額合計で33,000円を上限)とします(ただし、(5)で定める増額月を設ける場合を除きます。)。

(5)~(8)(略)

5. ~9. (略)

- 10. (その他)
- (1) つみたてNISAをご利用の場合は、買付および換金 に係る手数料、ならびに取引口座の管理、維持等に係る 口座管理料はいただきません。
- (2) 当金庫は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

### (削除)

(3) 本規定に別段の定めがないときは、「QQ信用金庫投信 取引約款」、上記2. に定める選定銘柄の「自動けいぞく (累積)投資約款」等に従うものとします。

## 11. (規定の変更)

この規定は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき、変更することがあります。

変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生 時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法によ り周知します。

なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するも しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力 発生時期が到来するまでに周知します。

以上

(2020年4月改正)

旧

- 1. (略)
- 2. (買付銘柄の選定)
- (1) 本サービスによって買付できる投資信託は、自動けい ぞく (累積) 投資銘柄のうち、当金庫が選定する銘柄 (以下「選定銘柄」といいます。) とします。ただし、つみたてNISAにおいて買付できる投資信託は、選定銘柄のうち、つみたてNISA用として当金庫が選定する銘柄とします。
- (2) (略)
- 3. (申込方法)

お客様は、次の各号すべてに該当する場合に限り本サービスを開始することができます。

- (1) (略)
- (2) お客様が当金庫所定の本サービスの申込書等に必要事項を記入し、署名、捺印(投信取引口座のお届出の印鑑によります。)のうえ当金庫へ提出し、当金庫が承諾し、 所定の手続きを完了していること。
- 4. (買付金額の引落し)

(1)~(3) (略)

(4) 1銘柄あたりの毎月の買付金額の単位等は選定銘柄ごとに<mark>当金庫が</mark>定めるものとします。なお、つみたてNISAをご利用される場合の毎月の買付金額の上限は、原則33,000円(指定銘柄が複数ある場合は、それらを合算した毎月の買付金額合計で33,000円を上限)とします(ただし、(5)で定める増額月を設ける場合を除きます。)。

(5)~(8)(略)

5. ~ 9. (略)

10. (その他)

- (1) つみたてNISAをご利用の場合は、買付および換金 に係る手数料、ならびに取引口座の管理、維持等に係る 口座管理料はいただきません。
- (2) 当金庫は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (3) この規定は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。
- (4) 本規定に別段の定めがないときは、「○○信用金庫投信 取引約款」、上記2. に定める選定銘柄の「自動けいぞく (累積)投資約款」等に従うものとします。

(追加)

以上

(30.1改正)

# 「保護預り規定兼振替決済口座管理規定」新旧対照表

(緑網掛部分変更)

新

旧

#### 第1条~第4条(略)

(保護預り口座または振替決済口座の開設)

第5条 国債証券等については当金庫に対して保護預り口座を開設した場合に限り保護預りを、振決国債等については振替決済口座を開設した場合に限りその管理を受け付けることとし、当該口座開設の際は当金庫所定の「保護預り口座設定申込書兼振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただけます。 その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

 $2 \sim 4$  (略)

第6条~第15条(略)

(お客様への連絡事項)

第16条(略)

2 前項第1号の残高照合のための報告は、振決国債等の残 高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年1回以上 ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残 高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための 報告内容を含めて行いますので、その内容にご不審の点が あるときは、速やかに当金庫の<mark>営業推進課</mark>に直接ご連絡く ださい。

 $3 \sim 4$  (略)

第17条~第20条(略)

(解約等)

第21条(略)

2~3 (略)

- 4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りまたは振決国債等を他の口座管理機関へお振替えください。第7条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
- ① お客様が手数料を支払わないとき
- ② お客様について相続の開始があったとき
- ③ お客様等がこの規定に違反したとき

### (削除)

- ◆むを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき (削除)
- 5 第8条による料金の計算期間が満了したときに口座残高 がないとき
- 5 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると認められる場合には、当金庫は取引を停止し、またはお客様に通知することにより、保護預かりの契約、および振替決済口座を解約することができるものとします。この場合、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りまたは振決国債等を他の口座管理機関へお振替えください。ただし第11条に定める振替を行うことができないと当金庫が判断した場合は、振決国債等を換金し、金銭によりお返

#### 第1条~第4条(略)

(保護預り口座または振替決済口座の開設)

第5条 国債証券等については当金庫に対して保護預り口座を開設した場合に限り保護預りを、振決国債等については振替決済口座を開設した場合に限りその管理を受け付けることとし、当該口座開設の際は当金庫所定の「保護預り口座設定申込書兼振替決済口座設定申込書」をご提出ください。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

 $2 \sim 4$  (略)

第6条~第15条(略)

(お客様への連絡事項)

第16条(略)

2 前項第1号の残高照合のための報告は、振決国債等の残 高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年1回以上 ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残 高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための 報告内容を含めて行いますので、その内容にご不審の点が あるときは、速やかに当金庫の資金運用課に直接ご連絡く ださい。

 $3 \sim 4$  (略)

第17条~第20条(略)

(解約等)

第21条(略)

 $2 \sim 3$  (略)

- 4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りまたは振決国債等を他の口座管理機関へお振替えください。第7条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
- ① お客様が手数料を支払わないとき
- ② お客様について相続の開始があったとき
- ③ お客様等がこの規定に違反したとき
- ④ お客様が第28条に定めるこの規定の変更に同意しない レき
- ⑤ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき
- ⑥ お客様から解約のお申し出があった時
- 7 第8条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がないとき
- 5 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると認められる場合には、当金庫は取引を停止し、またはお客様に通知することにより、保護預かりの契約、および振替決済口座を解約することができるものとします。この場合、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りまたは振決国債等を他の口座管理機関へお振替えください。ただし第11条に定める振替を行うことができないと当金庫が判断した場合は、振決国債等を換金し、金銭によりお返

旧

しすることがあります。なお、この換金により生じた損害 については、当金庫は一切責任を負いません。また、これ により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を直ちに お支払ください。

- ① お客様が次のいずれかに該当したことが判明した場合 イ 暴力団
  - ロ 暴力団員
  - ハ 暴力団員でなくなったときから5年を経過しないも

 $\mathcal{O}$ 

- ニ 暴力団準構成員
- ホ 暴力団関係企業
- 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力 集団等
- ト その他イから<mark>へ</mark>に準ずるもの

② (略)

6~8 (略)

第22条~第26条(略)

### (この規定の変更)

第27条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき変更することがあります。変更するときは、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、インターネット、その他相当の方法により周知します。33

なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお 客様に新たな義務を課すものであるときは、<mark>その効力発生時期が到来するまでに周知します。</mark>

以上

付 則

この改正は令和2年4月1日から施行する。

しすることがあります。なお、この換金により生じた損害 については、当金庫は一切責任を負いません。また、これ により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を直ちに お支払ください。

- ① お客様が次のいずれかに該当したことが判明した場合 イ 暴力団
  - ロ 暴力団員

### (追加)

- ハ 暴力団準構成員
- 二 暴力団関係企業
- ホ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力 集団等
- へ その他イから<mark>ホ</mark>に準ずるもの

② (略)

 $6 \sim 8$  (略)

第22条~第26条(略)

(規定の変更)

第27条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに日本 銀行または機構の指示、その他必要な事由が生じたときに 変更することがあります。

### (追加)

なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、または お客様に新たな義務を課すものであるときは、<mark>その変更事項</mark> をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立て がないときは、規定の変更にご同意いただいたものとして取 り扱います。

以上

付 則

この改正は28年1月4日から施行する。